

厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市立保育所（以下「市立保育所」という。）の民営化に伴う引継ぎ・合同保育の実施に当たり、市立保育所の移管先となる社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）に対し、当該引継ぎ・合同保育に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設長 移管後の保育所で施設長として勤務する予定の者をいう。
- (2) 主任保育士 移管後の保育所で主任保育士として勤務する予定の者をいう。
- (3) 保育士 移管後の保育所で保育士として勤務する予定の者をいう。
- (4) 給食調理員 移管後の保育所で給食調理員として勤務する予定の者をいう。
- (5) 引継ぎ・合同保育 市の責任の下、当該市立保育所の職員及び前各号に掲げる者が合同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を市から運営法人へ引き継ぐことをいう。

(交付対象)

第3条 この要綱による補助金の対象者は、市立保育所の移管先としての決定を受けた運営法人とする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、引継ぎ・合同保育の職員派遣に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金交付基準に基づき算定した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする運営法人は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する事業実施計画書
- (2) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金申請額算出内訳書
- (3) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金申請額算出明細書

(4) 収支予算書

(交付時期)

第7条 この補助金は、交付決定通知後、9月に前期分、2月に後期分として交付し、補助事業完了後、実績に基づき額を確定後、差額分を交付するものとする。ただし、交付額が確定額を超えた場合は、運営法人は、速やかに当該超えた分に相当する額の補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた運営法人は、実績報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了日又は会計年度終了後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する事業実施実績書
- (2) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金精算額内訳書
- (3) 厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金精算額明細書
- (4) 職員出勤簿
- (5) 収支決算書

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

厚木市立保育所民営化に伴う引継ぎ・合同保育に関する補助金交付基準

補助対象経費	職員区分	補助基準単価
職員の派遣に係る費用 （1日8時間勤務以内 を基準とする。）	施設長	1時間当たり 1,060円
	主任保育士	
	保育士	
	給食調理員	1時間当たり 980円

備考1 補助対象時間は、月単位で集計する。この場合において、対象時間の合計について30分以上の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。

備考2 前表の規定により算出した補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

備考3 補助金は、当該事業に係る運営法人の実支出額の範囲内において交付するものとする。